



いざ海外進出!!



・・・ちょっと待った！**模倣品対策**は問題ないですか？

◆商品のネーミング・ロゴ・キャラクター ◆技術・ノウハウ・データ

◆パッケージ・商品デザイン ◆他社権利の侵害 ◆契約

知財についての誤解

日本で権利があれば、海外でも大丈夫	→	進出国で保護を受けるには、その国での権利が必要！
模倣品が出ても、現地当局が何とかしてくれるはず・・・	→	模倣品対策には現地で登録された知財権等が前提に！
よくわからないし、相手方を信用して契約一切を任せよう	→	相手の提示した契約書の丸のみや、ひな形のまま使用は危険！
技術に特徴がある製品なので、製品名(商標)を権利化しても意味がない	→	現地の差し押さえ・費用等を考えると「商標」が有効なことも！
他者の権利侵害をしていればすぐに警告が来るはず(それから対応すればよい)	→	事業が軌道に乗り、収益が出てから警告されるケースも！
実用新案や著作権はあまり役に立たない	→	国によっては有効なケースも！

裏面でご案内の出張相談会でもご相談可能です

全てに備えることは、現実には難しい・・・
けれど、予備知識が「ある」と「ない」とでは大違いです。
まずは<少し知ること>から始めませんか？

ぜひお気軽にご相談ください

相談無料

秘密厳守

TEL: 048-621-7050



INPIT埼玉県知財総合支援窓口
(実施機関：公益財団法人 埼玉県産業振興公社)

